

埼玉県子ども・子育て支援施設整備交付金（病児保育施設整備）交付要綱

（目的）

第1条 この交付金は、市町村が、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第61条の規定に基づき策定する市町村子ども・子育て支援事業計画に基づく病児保育事業を実施するための施設（以下、「病児保育施設」という。）の整備を促進することにより、病児保育事業の推進を図ることを目的とする。

2 前項の交付金の交付に関しては、予算の範囲内で交付するものとし、補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

（定義）

第2条 この要綱において「病児保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第13項に基づく病児保育事業を実施するための建物をいう。

第3条 この要綱において「整備」とは、次の表の整備区分に掲げる整備内容をいう。

整備区分	整備内容
創設	新たに施設を整備すること。
改築	既存施設の改築整備（一部改築を含む。）をすること。 ※地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備については、令和5年8月22日こ成事第430号こども家庭庁成育局長通知「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」に準じて取り扱う。
拡張	既存施設の延面積の増加を図る整備をすること。
大規模修繕	令和5年8月22日こ成事第462号こども家庭庁成育局長通知「子ども・子育て支援施設整備交付金に係る施設整備の取扱いについて（以下「通知」という。）」の第4により整備すること。
応急仮設施設整備	通知の第6により整備すること。

（交付の対象）

第4条 この交付金は、次の事業を交付の対象とする。

- （1）市町村が設置する第2条に定める病児保育施設の整備（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第7条の規定により選定された選定事業者が、同法第14条第1項の規定により整備した施設を市町村が買収する場合を含む。）
- （2）市町村が、この交付金を財源の一部として、社会福祉法人、学校法人、公益社団法人、公益財団法人、日本赤十字社及びその他児童福祉法第6条の3第13項に基づき事業を実施する市

町村が認めた者（以下「社会福祉法人等」という。）が設置する第2条に定める病児保育施設の整備に対して行う補助

（交付の対象外）

第5条 次に掲げる費用については交付金の対象としない。

- （1）土地の買収又は整地に要する費用
- （2）既存建物の買収（既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合における当該建物の買収を除く。）に要する費用
- （3）職員の宿舎に要する費用
- （4）門、囲障、構内の雨水排水設備、構内通路等の外構整備に要する費用
- （5）その他整備費として適当と認められない費用

（交付額の算定方法）

第6条 交付金の交付額は、次により算出するものとする。

ただし、この額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てる。

（1）市町村が施設の整備を行う場合

別表1の第2欄の種目ごとに、第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定し、この額と当該事業に係る総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額（以下「補助基本額」という。）に第5欄に定める県の負担割合を乗じて得た額の範囲内の額を交付額とする。

（2）市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合

（1）に定める方法と同様の方法による。（ただし、その費用のための寄付金があるときは、その寄付金の額は控除しないものとする。）

（財政上の特別措置）

第7条 次に掲げる施設の整備事業に係る交付金の交付額の算定にあつては、別表2に基づき、交付額を算定するものとする。（この場合の交付額の算定方法は、第6条による。）

（1）過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に基づく事業及び附則第5条に基づく事業として行う場合

（2）山村振興法（昭和40年法律第64号）第8条第1項に規定する山村振興計画に基づく事業として行う場合（地方交付税法（昭和25年法律第211号）第14条の規定により算定した市町村の基準財政収入額を同法第11条の規定により算定した当該市町村の基準財政需要額で除して得た数値で補助年度前3か年度内の各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.4未満である市町村の区域内にあるものに限る。（創設を除く。））

（交付の条件）

第8条 交付金の交付には次の条件を付するものとする。

（1）市町村が施設の整備を実施する場合

ア 補助事業等に要する経費の配分の変更をする場合は、知事の承認を受けなければならない

い。

イ 事業の内容のうち、次のものを変更する場合には、知事の承認を受けなければならない。

(ア) 建物の規模または構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

(イ) 建物等の用途

ウ 事業を中止し、又は廃止する場合は、知事の承認を受けなければならない。

エ 事業が予定の期間内に完了しない場合、又は事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

オ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、知事の承認を受けずにこの交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

カ 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合は、その収入の全部又は一部を県に納付させることがある。

キ 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。

ク 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告によりこの交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式8により速やかに知事に報告しなければならない。

また、この報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

ケ この交付金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした様式3の様式による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ、調書及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかななければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれかの遅い日まで保管しておかななければならない。

コ 事業を行うために建設工事の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方は当該工事を一括して第三者に請け負わせてはならない。

サ 地方公共団体以外の者が事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど市町村が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。

シ 交付金の交付と対象経費を重複して、お年玉付き郵便葉書等寄付金分配金又は公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の交付金の交付を受けてはならない。

ス 市町村がアからシにより付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(2) 市町村が社会福祉法人等に対して、この交付金を財源の一部として交付金を交付する場合、以下の条件を付さなければならない。

ア (1)のア、イ、ウ、エ、カ、キ、コ、サ及びシに掲げる条件

この場合において、「知事」とあるのは「市町村長」と、「県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

イ 事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械及び器具については、適正化法施行令第14条第1項第2号の規定によりこども家庭庁長官が別に定める期間を経過するまで、市町村長の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはならない。

ウ 事業に係る収支及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収支及び支出に関する証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。

ただし、事業により取得し、又は効用の増加した財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により、こども家庭庁長官が別に定める期間を経過するいずれかの長い日まで保管しなければならない。

エ 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式8により速やかに市町村長に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は、本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入税額控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を市町村長に返還しなければならない。なお、返還した当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(3) (2)により付した条件に基づき市町村長が承認又は指示をする場合には、あらかじめ知事の承認又は指示を受けなければならない。

(4) 市町村又は社会福祉法人等から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を県に納付させることがある。

(5) 事業者が(2)により付した条件に違反した場合には、この交付金の全部又は一部を県に納付させることがある。

(申請手続)

第9条 この交付金の交付の申請は、様式1のとおりとし、別に定める日までに知事に提出するものとする。

2 規則第4条第2項第1号から第4号までに掲げる事項に係る書類の添付は要しない。

3 規則第4条第2項第5号に規定する知事が定める事項に係る添付書類は、補助事業等に係る歳入歳出予算書抄本とする。

(変更申請手続)

第10条 交付金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場

合は、前条に定める申請手続に従い、知事が定める期日までに行うものとする。

(交付決定通知)

第11条 規則第7条の交付決定通知書の様式は、様式2の1のとおりとする。

(交付金の概算払)

第12条 この交付金は、概算払をすることができるものとする。

(状況報告)

第13条 交付金対象事業に係る工事に着工したときは、様式4により工事に着工した日から5日以内に、また、工事進捗状況については様式5により12月末日現在の状況を翌月8日までに知事に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業等が完了したときは、事業完了後（事業の中止又は廃止の承認を受けたときは、当該承認通知を受理後）30日以内、又は交付金の交付を受けた会計年度終了の日のいずれか早い期日までに様式6の報告書により知事に報告するものとする。

(確定通知書の様式)

第15条 規則第14条の規定による交付金の額の確定通知書の様式は、様式7のとおりとする。

(その他)

第16条 この要綱に定めるほか、交付金の交付に関し必要な事項は別途知事が定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から適用する。

この要綱は、令和2年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和4年4月1日から適用する。

この要綱は、令和5年4月1日から適用する。

別表1 算定基準

1 整備区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
創設及び改築	本体工事費	42,509千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監理料等をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。以下同じ。）並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 県 1/3 （国） 1/3 市町村 1/3
	設計料加算	2,125千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	県 3/10
	環境改善加算	5,015千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	（国） 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
	地域の余裕スペース活用促進加算	4,388千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	特殊付帯工事費	17,927千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,625千円 2 改築に際して仮設施設を整備する場合 4,675千円 3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	

		する場合又は仮施設を整備する場合は、通知の第2の2により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	
拡張	本体工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。	病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%	本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	5,015千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	17,927千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
大規模修繕	本体工事費	通知の第4の3により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	病児保育施設の大規模修繕に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	特殊付帯工事費	17,927千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費
	仮施設整備工事費	大規模修繕に際して仮施設を整備する場合は、通知の第4の3により地方厚生（支）局長が必要と認めた額とする。	仮施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費

別表2 算定基準（第7条に基づき、病児保育施設の整備を行う場合）

1 整備区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 負担割合
創設及び改築	本体工事費	46,760千円 一部改築については、通知の第2により算出されたものを基準額とする。	病児保育施設の創設及び改築整備（建物の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費並びに既存建物の買収のために必要な財産購入費（PFI事業及び既存建物を買収することが建物を新築することより効率的であると認められる場合に限る。）	市町村が整備を行う場合 県 1/3 （国） 1/3 市町村 1/3
	設計料加算	2,338千円	本体工事費以外に別途必要となる設計料	市町村が社会福祉法人等が行う施設の整備に対して補助を行う場合 県 3/10 （国） 3/10 市町村 3/10 設置者 1/10
	環境改善加算	5,517千円	こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用	
	地域の余裕スペース活用促進加算	4,827千円	地域の余裕スペース（公営住宅、公民館等）を活用して病児保育施設を整備するために必要となる費用	
	特殊付帯工事費	19,720千円	特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費	
	解体撤去工事費及び仮設施設整備工事費	1 改築に際して既存施設を解体し撤去する場合 2,888千円	解体撤去に必要な工事費又は工事請負費及び仮設施設整備に必要な賃借料、工事費又は工事請負費	
2 改築に際して仮設施設を整備する場合 5,143千円				
	3 一部改築に際して既存施設を解体し撤去する場合又は仮設施設を整備する場合は、通知の第2の2により地方厚生（支）局長が必要と認めた額と			

		する。		
拡張	本体工事費	地方厚生（支）局長が認めた額とする。ただし、創設に係る基準額の2分の1を上限とする。		病児保育施設の拡張整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費
	設計料加算	本体工事費の5%		本体工事費以外に別途必要となる設計料
	環境改善加算	5,517千円		こどもにやさしい環境を作り出すために必要となる費用
	特殊付帯工事費	19,720千円		特殊付帯工事に必要な工事費又は工事請負費